

		及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) を設けること。	設等(ア〜ウ)、文化 教養施設等、集会施 設、物品販売業等店 舗、興行施設及び公 共交通機関の施設で 用途面積2,000平方 メートル以上のもの)
	(22) 客室	次に定める構造の客室を客室数に50分の1を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切捨てて得た数)以上設けること。ただし、当該数が8を超える場合は、8とする。 ア 出入口は、(1)の項に定める構造とすること。 イ 室内には、(6)の項アからエまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。 ウ 室内には、(16)の項に定める構造の洗面所及び(17)の項に定める構造の浴室を設けること。 エ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。	宿泊施設で100室以上の客室を有するもの
2 建築物以外の公共交通機関の施設	(1) 改札口	改札口を設ける場合においては、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 床面は、水平とすること。	建築物以外の公共交通機関の施設
	(2) 乗降場	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 3 両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。 4 乗降場付近には、必要に応じて、いすを設ける場所を確保すること。 5 乗降場と公共車両等との間隔及び段差は、できる限り小さくすること。	建築物以外の公共交通機関の施設
	(3) 通路	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。 3 (1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る1以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(5)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、4に定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 ウ (1)の項に定める構造の改札口、(5)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。	建築物以外の公共交通機関の施設

	エ 誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内のを120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。 イ こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合、8分の1）以下とすること。 ウ 高低差が75センチメートルを超える場合においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 手すりを設けること。 オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	
(4) 階段	(1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとし、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくいものとする。 オ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	建築物以外の公共交通機関の施設
(5) エレベーター	道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあつては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設けること。 ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 イ かごの奥行は、内のを135センチメートル以上とすること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 エ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 オ かご内には、手すりを設けること。 カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを80センチメートル以上とすること。 ケ かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 コ かご内及び乗降口ビーには、視覚障害者が円滑に操作すること	建築物以外の公共交通機関の施設のうち 停車場

		ができるように点字による表示を併用した制御装置（ケに掲げる制御装置を除く。）を設けること。 サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150センチメートル以上とすること。 シ 乗降ロビーには、到着するかでの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	
	(6) 便所	1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりが配置されている床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。	建築物以外の公共交通機関の施設
3 道 路	(1) 歩道	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 幅員は、200センチメートル以上（自転車歩行者道の場合にあっては、300センチメートル以上）とし、かつ、100センチメートル以上の平坦部分を連続して設けること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落込まない構造の溝ぶたを設けること。 4 横断こう配は、2パーセント以下とすること。 5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 ア 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるものとする。同時に、車いす使用者の歩行に支障のないものとする。 イ すりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8パーセント以下とすることができる。 ウ すりつけ部と段差との間におおむね150センチメートルの水平区間を設けること。 6 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色とすること。 7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じていすを設ける場所を確保すること。 8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。	道路
	(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	1 階段、傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。 2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする。等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずき	道路

		にくいものとする。 5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	
4 公 園	(1) 出入口及び改札口	1 次に定める構造の出入口を1以上設けること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 幅は、内のを120センチメートル以上とすること。 ウ 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 オ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、90センチメートル以上とすること。 2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。 ア 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 床面は、水平とすること。	公園
	(2) 園路	1 (1)の項に定める構造の出入口又は改札口から便所又はあずまや若しくは休憩所に通ずる園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。ただし、自然地形又は文化財の保護等の理由により当該構造とすることが困難である場合は、この限りでない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。 ウ 縦断こう配は、8パーセント以下とし、かつ、横断こう配は、おおむね水平とすること。 エ 4パーセント以上の縦断こう配の区間の長さが50メートルを超える場合は、50メートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 オ 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅及びすりつけこう配は、それぞれ120センチメートル以上及び8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 カ 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落込みにくい構造の溝ぶたを設けること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内のを120センチメートル以上とすること。 イ 手すりを設けること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 エ 高低差が300センチメートルを超える場合は、高低差300センチメートル以内ごとに踏幅140センチメートル以上の踊場を設けること。 オ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 カ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。 (ア) 幅は、内のを90センチメートル以上とすること。	公園（自然公園等を除く。）